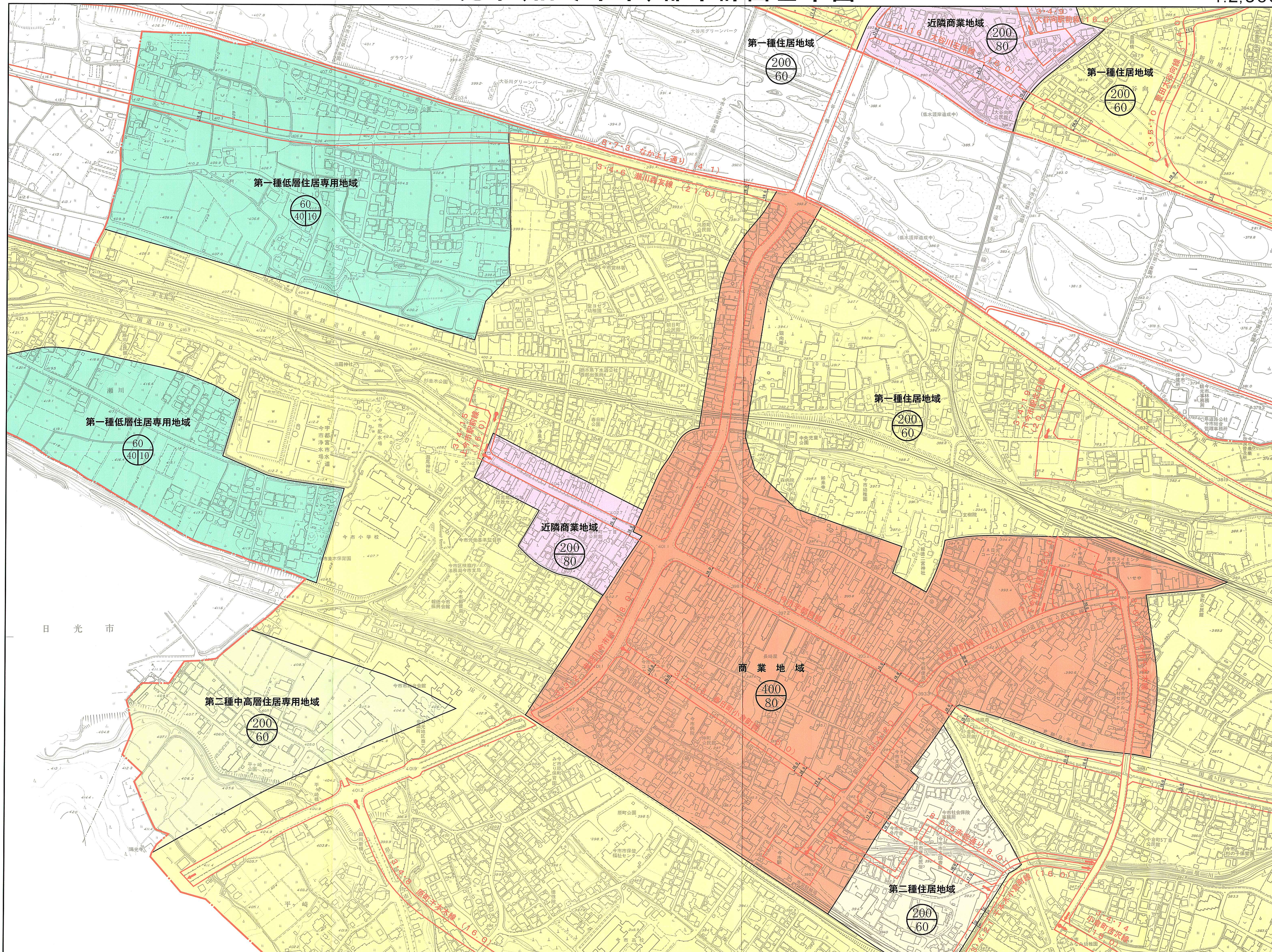


日光市(旧今市市)都市計画基本図

1:2,500



凡 例	
	第一種低層住居専用地域 (第1種)
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	田園住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

※ 数字は、建蔽率40%、容積率60%、建築物の高さの制限10mを表す。

「この地図は、日光市長の承認を得て、日光市発行の都市計画基本図を使用し、調整したものである。」
 (地図：平成4年12月撮影、平成6年2月作成)